

5月開校 新庄市会場

受講生募集

登録販売者・PC活用科

登録販売者の国家資格取得に挑戦し、
再就職を目指そう

【登録販売者とは】

医薬品登録販売者とも言われ、薬機法（改正薬事法）で定められた国家資格で、薬剤師が取り扱う「要指導医薬品」や「第1類医薬品」を除く一般市販薬（OTC薬）を取扱う資格です。

薬



【目指す職業とは】

実務経験を積むことで、薬局やドラッグストア等の店舗管理者になることができます。資格取得をした受講生は、ほとんどが地元のドラッグストアに就職しています。

【訓練施設PR】

新庄コアカレッジでは、2年課程の「医療ビジネス科」を開設しており、登録販売者を含む医療ビジネスの豊富な教育実績があります。社会人向けには、過去5回の講座を開催し、全員が登録販売者の試験に挑戦し多くの合格者を出しています。

資格取得



訓練期間	令和7年5月23日(金)～令和7年8月22日(金) 3か月間 基本時間：9：10～15：50（原則として土・日・祝日を除く）		
訓練場所	新庄コアカレッジ(学校法人最上広域コア学園) 新庄市十日町6162-11（裏面地図参照）	定員	15名 (最少催行人員10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしていて、公共職業安定所長が訓練受講の必要性を認めた方		
受講料	受講料は 無料 です（自己負担額：約17,000円 テキスト代・職業訓練生総合保険） ※資格試験受験料（任意受験）は別途必要となります。		
募集期間	令和7年3月24日(月)～令和7年4月30日(水)昼12時まで		
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の窓口でご相談の上、受講申込書をご提出ください。		
選考会	令和7年5月9日(金)午前10時30分から（開場10:00、受付は10:20までに） 場所：新庄コアカレッジ（裏面地図参照） 内容：訓練内容の説明と職業適性検査 持ち物：筆記用具（鉛筆・ボールペン） ※欠席の場合、選考対象者となりません。		

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄2-2-1
Tel 023-644-9228 FAX 023-644-6850
ホームページ <https://skillup.yamagatanoukai.jp/>



【訓練カリキュラム】			
科目		科目の内容	時間数H
登録販売者 学科	医療品の特性と基本的な知識	医療品概論、医療品の効き目や安全性への影響要因、適切な医薬品の選択と受診勧奨、薬害の歴史	18H
	人体の働きと医薬品	人体の構造と働き、薬の働く仕組み、症状から見た主な副作用	36H
	主な医薬品とその作用	精神神経、呼吸器、消化器、循環器、泌尿器、感覚器、骨・筋肉に作用する薬、婦人薬、アレルギー薬、滋養強壮薬、公衆衛生薬などの作用	96H
	薬事関係法規と医薬品	医薬品に関する基本的な法律、医薬品の分類・取扱い、医薬品の販売などに関する法律	36H
	医薬品の適正使用と安全対策	医薬品の適正使用情報、医薬品の安全対策、医薬品の副作用等による健康被害の救済、一般医薬品に関する安全対策と適性使用	30H
登録販売者 実技	医薬品販売演習	医薬品の種類による分類の仕方、適切な医薬品の選択、医薬品に関する情報提供・相談の対応	3H
	医薬品の安全対策演習	医薬品の適正使用情報の提供、副作用情報等の収集と報告	9H
	総合演習	試験対策演習	12H
	パソコン基本演習	文書（案内状）作成、帳票類（集計表）の作成、インターネットを利用した情報収集（使用ソフト：Word、Excel 2021）	48H
就職支援他		応募書類の書き方、面接の受け方、ビジネスマナー、コミュニケーション等	31H
総訓練時間319H（学科：216H、実技：72H、就職支援他：31H）			
その他	※Windows11、Microsoft Office 2021（Word、Excel、PowerPoint）を使用します。 ※キャリア・コンサルティングを受ける場合は、その計画に従ってください。		

【選考会場、訓練会場】

場 所：新庄コアカレッジ
住 所：新庄市十日町6162-11
電 話：0233-29-2121
※無料駐車場あり



◆ ご相談・お申込み窓口 ◆

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桜町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市榎岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。

※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。